

学校法人中央学院 名簿の管理に関する規程

(平成 15 年 11 月 20 日理事会議決)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中央学院並びに中央学院大学、中央商科短期大学、中央学院大学中央高等学校及び中央学院高等学校の作成に係る名簿の管理について定め、もって、名簿に記載された個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「名簿」とは、次に掲げる者（以下「情報保持者」という。）に係る氏名、住所、電話番号等の個人情報を収録した電子記録及び文書記録をいう。

- (1) 学校法人中央学院の役員、評議員及びこれらに準ずる者
- (2) 学校法人中央学院の常勤の教職員及び嘱託職員並びに非常勤の教職員及びこれらに準ずる者
- (3) 中央学院大学、中央学院大学中央高等学校及び中央学院高等学校に在学する学生及び生徒
- (4) 中央学院大学、中央商科短期大学、中央学院大学中央高等学校及び中央学院高等学校の卒業生
- (5) 中央学院大学後援会、中央学院大学中央高等学校PTA及び中央学院高等学校教育振興会の会員

(管理責任者)

第3条 名簿を保有する部署に、名簿管理責任者を置く。

2 名簿管理責任者は、所属長が指名し、理事長に届け出るものとする。

(管理)

第4条 学校法人中央学院の役員、評議員若しくはこれらに準ずる者又は名簿を保有する部署以外の部署に所属する教職員から名簿の提供を求められたときは、名簿管理責任者は、その使用目的を確認し、名簿に収録された情報が学校法人中央学院並びに中央学院大学、中央学院大学中央高等学校及び中央学院高等学校の外に漏洩するおそれがあると認められるときは、その求めを拒否しなければならないものとする。

第5条 前条に掲げる者以外のものから名簿の提供を求められたときは、名簿管理責任者は、その使用目的を確認し、当該名簿の情報保持者に対して名簿の提供が求められている旨を通知し、その同意を求めなければならない。

2 前項の同意が得られないときは、名簿管理責任者は、情報提供の求めを拒否しなければならないものとする。

(提供)

第6条 名簿を提供するときは、名簿の管理に関し、次の事項を記載した確約書を提出させ、所属長の承認を得なければならない。

- (1) 名簿の提供を申請するに当たって明示した使用目的以外には使用しないこと。
- (2) 名簿の使用が終了したときは、当該名簿を速やかに廃棄すること。
- (3) 名簿から得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(4) 万一情報が外部に漏洩した場合には、そのことに係る一切の責任を負うこと。

(準用)

第7条 中央学院校友会、中央学院大学学友会、中央商科短期大学学友会及び中央学院高等学校校友会の作成に係る会員の氏名、住所、電話番号等の個人情報を収録した電子記録及び文書記録を職務上保有する部署においては、当該記録の管理に当たっては、この規程に定める関係条項を準用し、名簿と同様に管理しなければならないものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なうものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成15年11月20日から施行する。